尼崎市ファイル暗号化システム導入公募型プロポーザル方式募集要項

1 趣旨

この要項は、尼崎市(以下「本市」という。)が ファイル暗号化システムを導入するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するため に必要な事項を定めるものです。

2 導入システムの内容

(1) 導入システム名 尼崎市ファイル暗号化システム

(2) 業務内容

以下、仕様書のとおりとします。

- ・尼崎市ファイル暗号化システム導入に係る調達仕様書
- (3) 契約期間及び事業費(提案上限額)
 - ・契約期間(賃貸借契約または利用契約と運用保守業務委託契約は別契約とする) 令和8年3月1日から令和13年2月28日までの60か月を前提に契約を締結するものとする。
 - ・提案上限額(60か月)

賃借料または利用料:95,412,240円運用保守業務委託料:6,600,000円

- ※ 事業費は消費税及び地方消費税を含みます。
- ※ 来年度以降においても予算を確保できる見込みであるが、その総額は提案上限額の範囲内とする。

3 プロポーザル参加資格

(1) 参加資格

企画提案方式(プロポーザル方式)による選定への参加に応募しようとする者は、ファイル暗号化システム(以下「本システム」という。)導入を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人等とします。個人は応募することはできません。また、次に掲げる要件をすべて満たさなければ応募することはできません。

- ア 尼崎市契約規則(昭和 41 年尼崎市規則第 9 号)第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は名簿に登載されていない場合は、次に掲げる書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者
 - (7) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (1) 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表
- イ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと
- ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネ

ジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度」、クラウドサービスを提案する場合は「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」の認証を取得していること。

- エ 次に掲げる事項のすべてに該当しない者
 - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者
 - (イ) 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者
 - (ウ) 国税、本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者
 - (I) 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない並びに適正な会計を行っていないな ど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者
 - (オ) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体
 - (カ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者 (当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又 はこれらに反対することを目的とした団体
 - (‡) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
 - (ク) 破産者で復権を得ない者
 - (ケ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)のいずれかに該当する者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号のいずれかに該当する者

なお、本市との契約締結後、事業者が(1)アからウのいずれかに該当しなくなった場合又は(1)工(ア) ~(ケ)のいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は事業者との契約を取り消すことができるものとします。

(2) 応募制限

- ア 複数の法人等で組織した共同事業体で応募する場合は、代表の団体を定めてください。
- イ 単独で応募した団体は、他に応募する共同事業体の構成団体(代表となる団体を含む。以下同じ。) となることはできません。
- ウ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。
- 工 共同事業体の構成団体のいずれかの団体が、本システム導入の応募において、当該共同事業体とは別に単独の団体として応募していることや、他の共同事業体の構成団体を兼ねていることが判明した場合は、当該構成団体が関わるすべての応募を無効とします。
- オ その他共同事業体で応募する場合、別紙の注意事項を遵守してください。

4 プロポーザルの実施スケジュール

| 項目 | 日程 |
|-----------------|----------------------------|
| 募集要項の配布・募集開始 | 令和7年11月25日(火) |
| 質問の受付期限 | 令和7年12月5日(金)午後5時まで |
| 質問の回答 | 令和7年12月9日(火)に全応募者に質問及び回答内容 |
| | を質問者名等伏せて送付 |
| 企画提案書等応募書類提出期限 | 令和7年12月23日(火)午後5時まで |
| プレゼンテーション審査時間連絡 | 令和7年12月25日(木)午後5時までに連絡 |
| プレゼンテーション審査 | 令和8年1月13日(火) |
| 選定結果通知 | 令和8年1月15日(木) |

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和7年12月5日(金)午後5時まで

(2) 質問方法

本要項「12 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に、件名は「【質問】ファイル暗号化システムプロポーザル(法人名)」と入力の上、質問票(様式 1 号)を提出してください(来庁、電話等による受付不可)。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和7年12月9日(火)までに質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて 全応募者に送付します。

(4) 留意事項

ア 選定基準等に関する質問はお答えできません。

イ 質問事項の記入の際は、本システム導入の募集要項・仕様書等の該当箇所が分かるように記載して ください。

6 企画提案書等応募書類の提出

令和7年12月23日(火)午後5時までに、企画提案書等応募書類(下記のとおり)を情報システム担当へ持参または郵送してください。(期限必着)。

なお、持参の場合は電話にて必ず前日までに事前予約を、郵送の場合は到着確認を行ってください。 また、提出書類の受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

7 提出書類

(1) 企画提案申込書(様式2号)

共同事業体により企画提案を応募する場合は、別紙に記載の留意事項を参照し「協定書」も併せて 提出してください。なお、本システム導入に応募する以前に、共同事業体の構成団体において協定書 を作成している場合は、新たに協定書を作成する必要はなく、既存の協定書を提出してください。

(2) 企画提案書(任意様式)

仕様書及び8(2)アの審査項目を踏まえた上で、本システム導入を実施するにあたってのアピールポイント等を明記してください。

ア A4版、両面印刷

イ 表紙を含め、40ページ以内(両面20枚以内)

ウ 必ず過去の業務実績についても触れてください。(その際は官公庁や地方公共団体での実績を優 先して記載してください)

(3) 機能・機器要件について(様式3号)

機能・機器要件一覧表に掲げる「必須」項目を満たしていない場合は本プロポーザルの提案要件を 満たしていないものとします。

(4) 会社概要(任意様式)

御社(本社・支社)の経歴、事業概要について簡潔に記載してください。(パンフレット等の会社 概要で代用することも可)

(5) 業務の実施体制(任意様式)

本システム導入に係る担当予定者(氏名、業務実績等及び業務の分担内容)、御社と本市の役割分 担及び責任範囲について記載してください。(1 枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項 目をカバーしているのであれば、任意様式でも可)

(6) 業務実績(任意様式)

賃借及び業務責任者及び主たる担当技術者が、当業務内容に関連する業務について、過去 5 年間 (令和 2 年度から令和 6 年度までの間)に履行した実績(業務名、発注者名、履行期間、業務内容)を記載してください。(1 枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可)

(7) 見積金額等(任意様式)

ア 月額及び総額(消費税相当額を含む)を記載してください。

イ「2 導入システムの内容」に記載する提案上限額以下の金額で提示してください。

- ウ 当業務に係る事業費の積算内訳を記載してください。
- (8) 国税に係る法人税・消費税・地方消費税の納税証明書(税務署長発行の納税証明書「その3の3」)、本市内に事業所を有する場合は、市税の納税証明書(市税に未納の税額がないことの証明)。提出日の1か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。
- (9) 情報セキュリティ確認書類

一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度」、クラウドサービスを提案する場合は「ISMAP」の認証を取得していることがわかる書類。

(10) 再委託確認資料

本システム導入について再委託を予定している場合は、その範囲がわかる資料を提出してくださ

ر۱°

(11) 上記(1)~(10)の順にそれぞれインデックスをつけた上で1つに綴じ、6部(正本1部、副本5部)を 提出してください。

8 選定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、プレゼンテーション審査を行います。事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対し、公平かつ適正に審査し、選定します。

ア 実施場所及び日時

令和8年1月13日(火)に実施することとし、詳細は令和7年12月25日(木)までに電子メールにて通知します。

イ 実施内容(予定)

- (ア) 事業者からの企画提案内容説明
- (イ) システムのデモンストレーション

(ウ) 質疑応答

※ 1 応募団体につき 60 分程度を予定しています。応募団体から、①応募書類に基づいた基本 要件・アピールポイントについての説明、②システム操作画面を用いた機能説明、デモンストレーション等を 40 分実施いただいた後、20 分程度の質疑応答を行います。

ウ プレゼンテーション審査の方法

応募団体は、提出した応募書類に基づいて説明を行ってください。なお、プレゼンテーションに おいて、応募書類にない事項は説明できませんので、ご留意ください。

また、プレゼンテーションに必要な機材 (パソコン等) は、応募団体が用意してください。ただし、 スクリーン、プロジェクター(または大型モニター)及び HDMI ケーブルは本市でも用意可能です。 これらの機器の使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出てください。

工 説明者

原則、営業・事務担当者のみの説明は不可とします。企画提案書の実施体制に記載されている担当技術者も説明に参加してください。また、プレゼンテーション審査の際の出席人数は 5 人以内とします。

才 質疑応答

プレゼンテーション審査における質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式 なものとして取り扱います。

(2) 審香基準

ア 次に掲げる基準により審査(採点)します。

| 評価事項 | 評価の観点 | |
|------|-----------------------------------|--|
| 理解度 | ・本業務の背景及び本市の状況や課題、導入の目的、基本方針を的確に理 | |
| | 解しているか | |

| 実現性・有効性 | ・本システム導入を円滑かつ確実に遂行できるような体制・スケジュールで |
|-----------|------------------------------------|
| | あるか。 |
| 実績 | ・官公庁や地方自治体での導入実績を有するシステムであるか。また、それ |
| | ら他自治体の導入の効果等を用いてシステムの有用性の提案がなされて |
| | いるか。 |
| プレゼンテーション | ・本市職員が暗号化を意識することなく利用可能で、復号化の手順について |
| | も操作の容易さが分かる内容か。 |
| | ・セキュリティ向上等に資する業務上有益な独自提案が含まれているか。 |
| サポート体制 | ・本市職員が本システムを運用するにあたり、技術的観点から十分なサポー |
| | トが行えるか。 |
| | ・本システムと内部システム(文書管理システムなど)との連携やファイル |
| | の外部提供時において、本市職員の業務負担が最小限となるようサポート |
| | 支援が行えるか。 |
| | ・予期せぬトラブルや障害等の発生時に、迅速に原因分析、復旧等を行う体 |
| | 制が十分であるか。 |
| 情報セキュリティ | ・本システムで暗号化されたデータの安全性が分かる内容か。 |
| | ・様々な利用状況を想定し、セキュリティ対策が十分であるか。 |

- イ 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。なお、最高得点の 候補者が、選定会議において別に定める最低基準を満たさない場合、契約候補者として選定は行い ません。
- ウ 地域活性化の観点から、市内事業者又は準市内事業者であれば一定の加点を行います。また、本 システム導入実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行います ので、その場合は企画提案書に必ず記載してください。
- エ 応募者が1事業者の場合であっても選定会議による審査を行います。その結果、企画提案の内容 が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

(3) 審査結果

- ア 審査結果は、後日、電子メールおよび文書にて通知します。
- イ 審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付け ません。

9 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結します。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低

基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。

- ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
- イ 契約締結時までに上記3の参加資格を欠いていることが判明したとき
- ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

10 その他留意事項

- (1) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 企画提案書等提出書類に記載された内容は、契約後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなします。
- (4) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。
- (5) 本提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (6) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とします。選定されなかった事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とします。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されます。
- (7) 企画提案書作成時において入手した本市独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい、不正使用がないようにしてください。

11 その他

事業者は、人権文化(全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。)が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください

12 連絡先及び提出先

〒660-0051 尼崎市東七松町 1-5-20 (市政情報センター 2階)

尼崎市総務局行政マネジメント部情報システム担当 (担当:岡本、桐田、西村)

TEL: 06-6489-6202 FAX 06-6489-6205

電子メール: zyoho_seisaku@city. amagasaki. hyogo. jp

(別紙)

共同事業体により本プロポーザルに参加する場合の留意事項

複数の事業者が集まり、共同事業者にて本プロポーザルに応募する場合には、本要項に定める企画 提案申込書その他の応募書類の作成等に当たり、次の事項に留意すること。

- 1 企画提案申込書と併せて、共同事業体の構成団体を記載した資料並びに本システム導入を共同事業体により受託する意思を明確にした協定書(契約当事者となる代表団体の代表者及び構成団体の代表者の記名押印をした書面であること)を併せて作成し、提出すること。
- 2 本要項7-(2)及び7-(4)から(6)、(8)に記載の必要書類は、構成団体ごとに提出すること。
- 3 本システム導入を行うにあたっての各構成団体の役割について、企画提案書内で明確に示すこと。
- 4 共同事業体の構成団体のいずれもが本要項3-(1)及び(2)の要件を満たしていること。
- 5 プレゼンテーションに当たっては、共同事業体を1事業者とみなし、出席者は業務責任者となる予定のものを含めて5人以内とする。また、出席者のうち1人は、共同事業体の代表団体の代表者又は代表団体の構成員とすること